明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三一一）　一
○自動車の型式についての指定を取り消した件（国土交通九四七～九四九）　四
○自動車の装置の型式を指定した件（同九五〇～九七七）　五
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同九七八～九八二）　九
○指定装置の指定製作者等の名称及び住所を変更した件（同九八三、九八四）　一〇
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同九八五～九八八）
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同九八九）
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同九九〇～九九二）
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同九九三～九九六）
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同九九七、九九八）
○原動機付自転車の型式を認定した件（同九九九）　一二

〔官庁報告〕
官庁事項
公調委平成二十四年（フ）第二号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示四）　一三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五八
会社その他
会社決算公告　一六〇

告示

○外務省告示第三百十二号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十五年第二百三十六号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十五年六月二十五日、七月一日、十日、十九日、二十二日、二十三日、八月五日、十九日及び二十六日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十五年十月三日

外務大臣　岸田　文雄

別表の160.、196.、203.、405.、480.、486.、507.、514.、520.、541.、551.、556.、559.、568.、571.、603.、及び628.を次のように改正する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

160. 【アル・カーイダと関係を有する個人】
サイフ・アル・アドル（別名：(a)サイフ・アル・アディル(b)セイフ・アル・アーデル(c)ムハマド・イブラヒム・マッカウィ(d)イブラヒム・アル・マダニ）
SAYF-Al ADL (a.k.a.: (a)Saif Al-'Adil (b)Seif al Adel (c)Muhamad Ibrahim Makkawi (d) Ibrahim al-Madani)
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1963年　(b)1963年4月11日　(c)1960年4月11日
出生地：エジプト
国籍：エジプト
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2001年1月25日（2010年12月16日及び2013年7月24日に改訂）
その他の情報：ウサマ・ビン・ラーデンの警護責任者。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。

196. アブドゥル・マナン・アグハ（別名：(a)アブドゥル・マナン・サイイド(c)サイイド・アブドゥ・アル・マン）
ABDUL MANAN AGHA (a.k.a.: (a)Abdul Manan (b)Abdul Man'am Saiyid (c)Saiyid Abd al-Man)
称号：Haji（ハッジ）
役職：不明
生年月日：不明
出生地：不明
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2001年10月17日（2013年6月26日に改訂）
その他の情報：パキスタン。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。